



#### (4) 『まち』の必需品のはなし ～都市施設～

たくさんの建物が建ち、「ひと」や「もの」が集まる「まち」には、私たちが安全で快適な生活と機能的な都市活動を支えるための施設として、「道路」や「公園」、「下水道」など様々な施設（これらを「都市施設」といいます）が必要です。

都市計画では、これらの「都市施設」の位置や規模、構造などを定め、計画的な整備を進めています。

また、定められた都市施設の整備が計画されている区域内では、将来のまちづくりのため、建築物の建築を行う際には一定の規制が課せられています。

#### ■都市施設のイメージ



出典：国交省HP



## ○道路

道路は、都市の骨格を構成し、都市の形態を示す重要な施設です。

また、道路は、歩行者や自動車など交通のためだけでなく、防災や都市環境の保護、あるいは上下水道や電気の埋設場所など多くの役割を担っています。

ちなみに、「国道11号」、「県道壬生川新居浜野田線」など、道路には路線ごとに名称が付けられています。また、道路にはいろいろな分け方があります。

### ■道路を管理している区分から見た分け方

- ①高速自動車国道 → 西日本高速道路株式会社
- ②一般国道 → 国土交通省、愛媛県
- ③県道 → 愛媛県
- ④市道 → 新居浜市
- ⑤農道 → 土地改良区
- ⑥私道 → 土地の所有者など

国道はさらに直轄国道（管理：国土交通省）と補助国道（管理：愛媛県）とに分類することができます

県道はさらに主要地方道と一般県道とに分類することができます

### ■道路の規模や目的から見た分け方

- ①都市計画街路 → 自動車専用道路  
幹線街路  
区画街路  
特殊街路
- ②地方道
- ③生活道路

おおむね市街地内の都市計画において定められた道路です

地方道とは、街路以外で幹線道路網の一環を構成する道路です

ちなみに、市役所北側の東西道路（4車線）の道、愛称で「平和通り」と呼ばれている道路は、管理する区分上は県道で路線名は、「県道壬生川新居浜野田線」です。また、都市計画道路名は、「磯浦阿島線」です。

現在、新居浜市では28路線、総延長104.03kmを都市計画決定しています。



## ○公園・緑地

都市公園は、屋外における休息や鑑賞、遊戯、運動などのレクリエーションの場として、あわせて都市環境の改善や防災性の向上などのために設けられています。



「未来のにはま(公園)」

### ■主な機能

- ・良好な都市環境を提供します。  
地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和などが図られます。
- ・都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります。
- ・市民の活動の場、憩いの場を形成します。
- ・豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠です。



■山根公園



## ○下水道

下水とは、私たちの家庭から排出される生活排水（トイレ・台所・風呂など）や工場などから排出される汚水と雨の水（すなわち雨水）のことです。

これらの下水を集めて処理する施設や設備をまとめて、下水道と呼んでいます。

下水道は、私たちが快適に暮らすための生活環境を確保し、河川や海などの水質を改善するほか、降雨時には市街地を浸水、冠水などから守るために重要な役割を果たしています。

### ■下水道の役割

#### ①生活環境を改善します。

家庭の台所や風呂などの生活排水を衛生的に処理します。

また、トイレが水洗化されるので、蚊やハエの発生と悪臭を防ぎます。

#### ②川や海をきれいにします。

汚れた水がそのまま流れていくと川や海の水が汚れてしまいます。下水道は汚れた水を集めてきれいにするので川や海の水をきれいに保ちます。

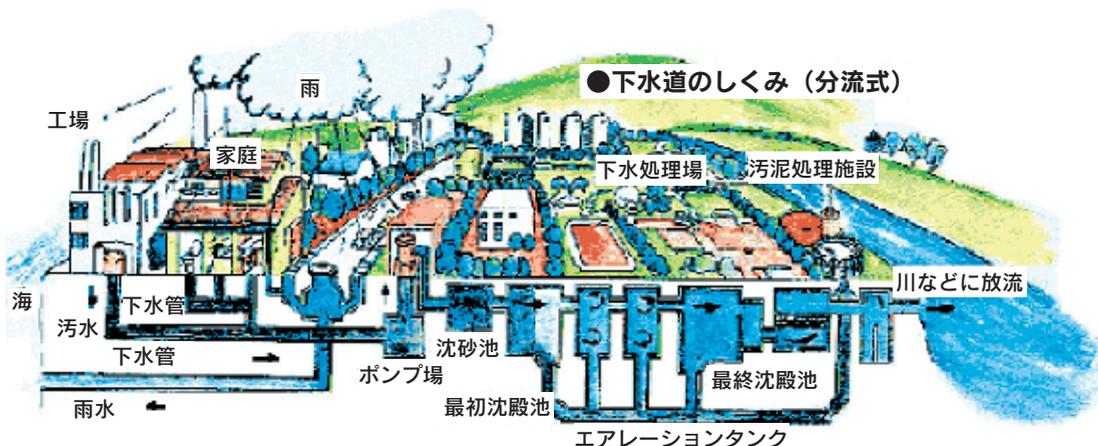
#### ③雨水をすみやかに排除し水害の危険からまちを守ります。

台風や大雨の時でも、雨水をすみやかに排除します。

### ■本市の下水道整備

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業を着手しました。昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年下水道法が改正され、下水道に公共用水域の水質保全という新たな責務が課せられました。

下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本の見直しを行い、可住地4,453haを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定しました。



出典：国交省HP



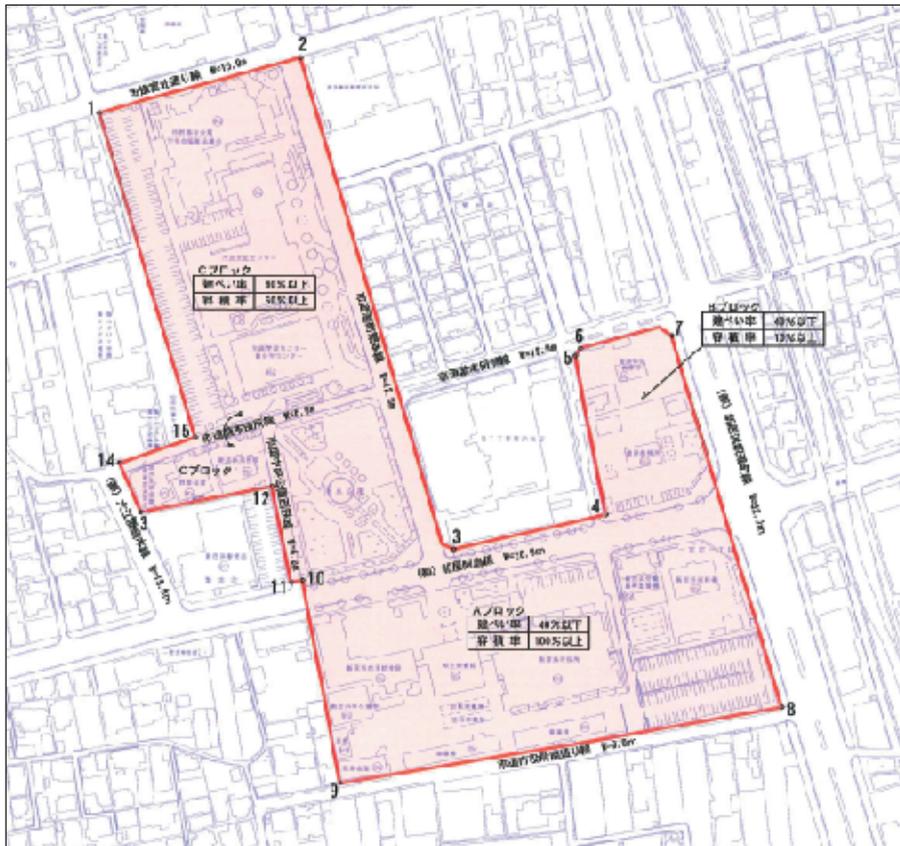
## ○一団地の官公庁施設

一団地の官公庁施設とは、都市の一定地区に集中配置された国家機関または地方公共団体の建築物及びこれらに付帯する通路その他の施設をいいます。

それぞれの機能に応じて都市の一定地区に集中配置することにより、利便性の向上と公務の能率増進、土地の高度利用を図るものです。

本市では、繁本町、一宮町一丁目に市役所をはじめとした一団の地区（約6.4ha）を都市計画決定しています。

■計画図



## ○防火水槽

防火水槽は、消防のための水利施設が不十分な地区に対して、消防活動の利便を図り初期消火に対処するため計画した施設です。

本市の都市計画施設としての防火水槽は11か所を決定しています。



■防火水槽設置状況



## ○火葬場

本市の主要な火葬場としては、昭和59年に開設した磯浦町の新居浜市斎場のほか、大島火葬場、別子山火葬場があります。



■新居浜市斎場

## ○墓園

墓園は、公園緑地の一環として、静寂な環境の維持及び風致や景観の向上を図ることを目的とした施設です。

本市の墓園・墓地は7か所あり、そのうちの土ヶ谷墓地を都市計画決定しています。



■土ヶ谷墓地



## ○ごみ処理関連施設

ごみ処理場、ごみ焼却場、汚物処理場などの施設は、都市に居住する人々にとって生活を営む上で欠かせない施設です。

これらの施設は、都市計画として敷地を決定したもの、または都市計画上支障がないと特定行政庁（新居浜市）が市都市計画審議会（産業廃棄物処理施設の場合は県都市計画審議会）の議を経て許可したものでないと新築あるいは増築することができません。

これらの施設は、環境調査などにより周囲に及ぼす影響を十分検討し、計画されています。

### ■ごみ処理場

新居浜市磯浦町には、愛媛県が建設した東予地区廃棄物処理施設があります。粗大ごみから産業廃棄物まで様々な廃棄物を焼却溶融一括処理しています。回収したスラグは、再生資源として有効に活用しています。

### ■ごみ焼却場

昭和52年に建設したごみ焼却場は、日量255トンのごみを処理することができる焼却場でしたが、既に耐用年数が経過し、施設、機器の老朽化や、処理能力の低下が著しく、また、近年のごみ量の増加、質の多様化に対処できなかったため、平成9年に計画の変更をしました。その後、平成14年度に新たな廃棄物中間処理施設が完成し、供用を開始しました。



■新居浜市清掃センター



## ■汚物処理場

し尿処理の理想は、下水道による完全処理ですが、本市の場合、下水道の普及率は低く、衛生センターで下水道未整備地区のし尿処理に応じています。衛生センターは、昭和37年に稼動を開始して以来、増設や高度処理整備の付加などに努めてきましたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3ヵ年継続事業でスクラップ&ビルド工法により施設を全面的に更新しました。



■新居浜市衛生センター